

# 第1回 除染・廃棄物対策推進会議 次第

日時：平成23年10月13日10:30～

場所：自治会館303会議室

## 1 開会

## 2 議題

(1) 除染・汚染廃棄物処理の仕組み

資料1

(2) 除染対策の推進に係る市町村支援体制

資料2

(3) 除染・汚染廃棄物の処理に係る当面の課題等

資料3

## 3 閉会

### ○参考資料

- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の概要
- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」
- ・除染に関する緊急実施基本方針（平成23年8月26日政府原子力災害対策本部）

## 除染・廃棄物対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 放射性物質汚染の除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を部局連携して推進するため、災害対策本部の指揮下に、除染・廃棄物対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に関する事項について協議し、その結果を災害対策本部に報告する。

#### (1) 放射性物質汚染の除染に関すること

- ア 県の除染推進方針案の策定
- イ 市町村の除染計画策定及び除染実施の支援
- ウ 除染知識・技能の普及、及び除染技術者・事業者の育成等
- エ 除染に関する国、市町村、部局間の調整及び情報共有

#### (2) 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理に関すること

- ア 放射性物質に汚染された廃棄物、焼却灰、下水汚泥、上水残渣、除去土壌等（以下「汚染廃棄物等」）の処理の推進
  - イ 汚染廃棄物等の再生利用の推進
  - ウ 汚染廃棄物等の処理に関する国・市町村・部局間の調整及び情報共有等
- (3) その他、除染及び廃棄物対策に関し部局間の連携・調整が必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる部局の技監、政策監、又は次長で構成する。

### (座長)

第4条 推進会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、生活環境部環境回復推進監をもって充てる。
- 3 副座長は、生活環境部次長（環境保全担当）をもって充てる。
- 4 座長は、必要に応じ、構成員以外の者を推進会議に出席させ、又は出席を要請することができる。

### (運営)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 推進会議の議長は、座長又は副座長をもって充てる。

### (幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる部局の関係課の課長、主幹又は副課長で構成する。
- 3 幹事長は、構成員の中から座長の指定する者をもって充てる。

4 幹事会は、座長の命を受けて推進会議の事務を処理する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活環境部除染対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

別表（推進会議構成部局）

総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁

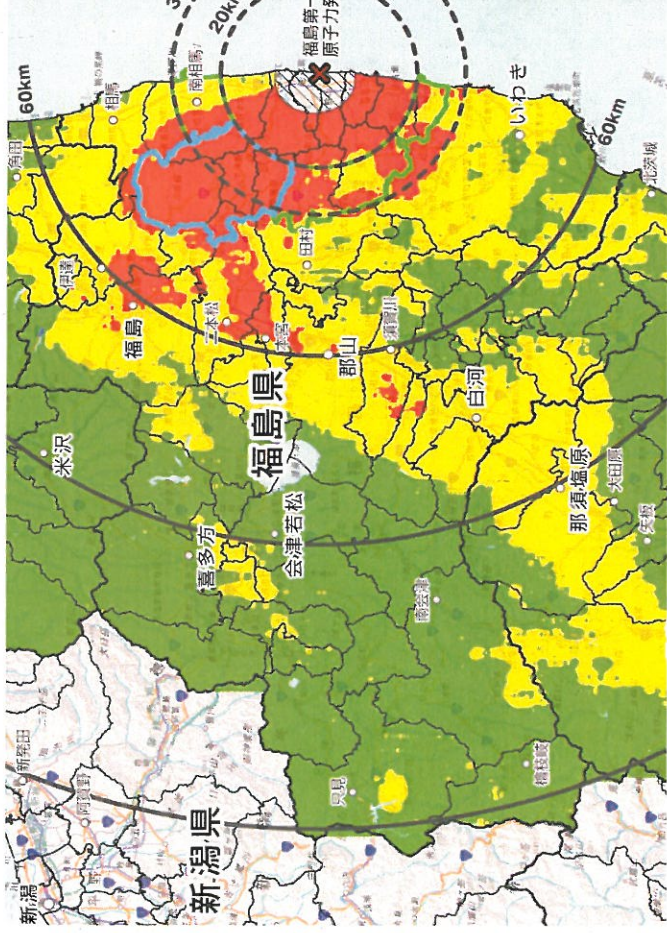
※議題に応じ関係部局を追加（第4条第4項）

# 除染・汚染廃棄物の処理の仕組み (未定稿)

## 汚染廃棄物の処理

<汚染廃棄物の例>  
 下水道汚泥 (9月末一時保管量 約15,000 t)  
 焼却灰 (9月末一時保管量 約10,000 t)

## 県内の汚染状況



線量の分布 (年間相当値)	主体	計画	財政措置
1.0 mSv 未満	市町村 事業者	不要	市町村 事業者
1.0 ~ 5.0 mSv 未満			
5.0 mSv 以上 ~ うち警戒区域・ 計画的避難区域			
線量区分に関わらず 8,000 (Bq/kg) 超えの 汚染廃棄物	国	不要	国

## 除染

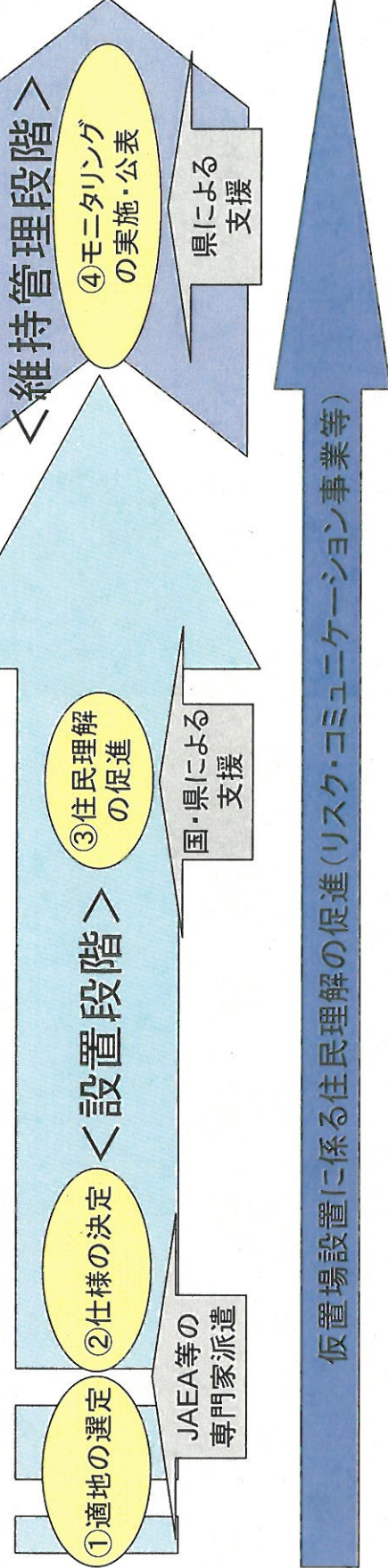
線量の分布 (年間相当値)	主体	計画	除染手法	財政措置
1.0 mSv 未満	市町村 (町内会等)	不要	局所的	県基金
1.0 ~ 5.0 mSv 未満				
5.0 mSv 以上 ~ うち警戒区域・ 計画的避難区域				
	市町村 国: 国有施設 県: 県有施設 等	市町村 計画	面的・ 局所的 面的	県基金
	国	国計画	面的	国

# 除染対策の推進に係る市町村支援体制

## 除染計画の策定・実施



## 仮置場の設置



# 除染・汚染廃棄物の処理に係る当面の課題(案)

資料 3

## 除 染

### 除染計画の策定・実施

生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育庁 等

#### 1 策定段階

- ① 除染エリアの選定
- ② 優先順位の決定
- ③ 除染対象毎の除染手法選定
- ④ 除染経費の算定 等

#### 2 実施段階

- ① 除染業務従事者の確保
- ② 効率的・効果的な除染の推進 等

### 仮置場の設置

生活環境部、県有地管理部局等

#### 3 設置・維持管理

- ① 適地の選定
- ② 仕様の決定
- ③ 住民理解の促進
- ④ モニタリングの実施・公表 等

## 汚染廃棄物の処理

生活環境部、土木部 等

#### 1 災害廃棄物の処理

- ① 広域調整
- ② 再生利用の推進
- ③ 安全な焼却・埋立て 等

#### 2 汚染廃棄物の処理

- ① 一時保管
- ② 再生利用の推進
- ③ 安全な焼却・埋立て 等

生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部 等